(9) 補助冷却設備に係るもの
(10) 一次ナトリウム補助設備に係るもの
(11) 二次ナトリウム補助設備に係るもの
(12) 一次アルゴンガス系設備に係るもの
(13) メンテナンス冷却系設備（一次冷却系に係るものに限る。）に係るもの
(14) ライニング設備
(15) 原子炉補機冷却水設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(16) 原子炉補機冷却海水設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(17) 機器冷却系設備（非常用のものに限る。）に係るもの

ハ　計測制御系統設備

1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
(2) 制御材に係るもの
(3) 制御材駆動装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) ほう酸水注入設備に係るもの
(5) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(6) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
(7) 工学的安全施設起動信号の変更を伴うもの

2　加圧水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
(2) 制御材（制御棒又はほう酸に限る。）に係るもの
(3) 制御棒駆動装置
(4) ほう酸注入機能を有する設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(5) ほう素熱再生設備に係るもの

1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
(2) 制御材に係るもの
(3) 制御材駆動装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) ほう酸水注入設備に係るもの
(5) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(6) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
(7) 工学的安全施設起動信号の変更を伴うもの

2　加圧水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
(2) 制御材、ほう酸注入機能を有する設備（ポンプを除く。）、計測装置又は制御用空気設備に係るもの

1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
(2) 二次冷却材の循環設備、補助冷却設備、一次ナトリウム補助設備、一二次ナトリウムガス系設備、メンテナンス冷却系設備（一次冷却系に係るものに限る。）、ライニング設備、原子炉補機冷却水設備（非常用のものに限る。）、原子炉補機冷却海水設備（非常用のものに限る。）又は機器冷却系設備（非常用のものに限る。）の性能又は強度に影響を及ぼすもの
(3) 電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
(4) 制御棒駆動装置
(5) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(6) 破損燃料検出装置
(7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
(8) 工学的安全施設作動信号の変更を伴うもの
(9) 制御用空気設備（非常用のものに限る。）に係るもの

3　電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
(2) 制御材に係るもの
(3) 制御棒駆動装置
(4) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(5) ナトリウム漏えい検出装置（非常用のものに限る。）
(6) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
(8) 工学的安全施設作動信号の変更を伴うもの
(9) 制御用空気設備（非常用のものに限る。）に係るもの

4　加圧水型原子力発電設備に係るものの修理であって、次に掲げるもの
(1) 制御棒駆動装置（原子炉冷却材圧力バウンダリに係る制御棒駆動装置ハウジングに限る。）の取替え
(2) 制御棒駆動装置、ほう酸注入機能を有する設備（非常用のものに限る。）、制御用空気設備（非常用の機器への供給ラインに係るものに限る。）又は制御用空気設備（非常用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

5　電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
(2) 計測装置、ナトリウム漏えい検出装置又は制御用空気設備に係るもの

6　電設備に係るものの修理であって、次に掲げるもの
(1) 制御棒駆動装置（原子炉カバーガスバウンダリに係る案内管に限る。）の取替え
(2) 制御材、制御棒駆動装置又は制御用空気設備（非常用のものに限る。）に係るもの及ぼすもの

ニ　燃料設備

1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 燃料取扱設備に係るもの
(2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの
(3) 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵用容器に限る。）に係るもの

2　加圧水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 燃料取扱設備（使用済燃料を取扱うものに限る。）に係るもの

1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、新燃料貯蔵設備（仮貯蔵庫を除く。）、使用済燃料貯蔵設備（制御棒貯蔵ラック又は使用済燃料を監視するに限る。）又は使用済燃料貯蔵槽の水位若しくは漏えい若しくは使用済燃料貯蔵槽の冷却浄化に係る設備（ポンプを除く。）に係るもの

2　沸騰水型原子力発電設備に係るものの修理であって、燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵ラックに限る。）又は使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵用容器に限る。）に係るもの及ぼすもの